

騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく 規制地域の指定等に係る告示の改正の概要

1 背景

県では、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法（以下「三法」という。）に基づき、町村の区域内の地域について、規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています。

規制地域の指定等に当たっては、都市計画法に基づく用途地域区分に沿って設定していることから、用途地域が変更された場合は、規制地域等の見直しを行っております。

このたび、芝山町の一部地域において、用途地域の変更があったことから、三法に基づく規制地域の指定等に係る告示を改正しました。

2 改正した告示

- (1) 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定（昭和49年千葉県告示第683号）
- (2) 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（昭和49年千葉県告示第684号）
- (3) 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定（昭和52年千葉県告示第777号）
- (4) 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（昭和52年千葉県告示第778号）
- (5) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（平成24年千葉県告示第175号）

3 改正した内容

- (1) 上記2の全ての告示について
適用する用途地域の基準日を令和7年5月30日としました。
（理由）適用する用途地域を芝山町が用途地域を変更した時点とするため。
- (2) 上記2（2）及び（4）の告示について
時間及び区域区分の表の備考第二号の表の山武郡芝山町の項中「第一種区域」に「第一種低層住居専用地域」を追加しました。
（理由）芝山町内に新たに「第一種低層住居専用地域」が指定されたため。

4 施行日

令和7年9月12日から施行。

【参考】用途地域の変更内容

芝山町（変更日：令和7年5月30日）

無指定地域の「芝山町小池字富士見、字富貴山及び字江ノ作の全部の区域並びに字宮郷台、字地藏、字大日及び字駒形の各一部の区域」を、第一種住居地域へ変更